


第 5190 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月23日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国外転勤者と出国時課税制度

Q：平成27年度の税制改正では、国外に転出するときに譲渡税が課せられるようになるのか。国外に転勤になる者についても適用されるのですか？

A：適用されるケースもあります。

【解説】

平成27年度の税制改正では、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」が創設され、1億円以上の有価証券等を有する居住者が国外に転出する時は、その有価証券等を譲渡したものとみなして所得税が課されることとなります。

この場合の「国外に転出する」というのは、国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、一般的に国外に1年以上、国外に勤務する予定で出国した者は、国内に住所を有しない者と推定されることとなっています。

したがって、転勤で一時的に国外に居住することとなる人も、この制度の対象になるでしょう。

なお、ここでいう有価証券等とは、所得税法に規定されている有価証券とされており、具体的には、国債や地方債、社債、株券や新株予約権、投資信託の受益証券などがこれに該当し、上場株式だけでなく、非上場株式や外国株式もこれに含まれることとされています。

